

動物取扱業における 犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～



環境省
Ministry of the Environment

目次

1.はじめに・本書の使い方	1
2.チェックリスト	3
3.基準の解説	9
1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	9
2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項	20
3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	28
4.動物の疾病等に係る措置に関する事項	33
5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項	38
6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項	41
7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	45
4.行政指導・行政処分について	48
5.参考資料	64
経過措置について	64
関係法令	67

1 はじめに・本書の使い方

はじめに

令和元年6月19日の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の目的の一つは、動物取扱業のさらなる適正化であり、その一環として動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われた。この背景には、多頭飼育問題や動物虐待を含む、人々の動物の取扱いに対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱う事業に対する注目が集まっている。これまでの幾度にわたる法改正においても、改正の度に動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が見受けられ、速やかな改善が図られなかったことが、今回の法改正につながっており、このことは、動物取扱業者はもちろん、それを指導する立場にある行政や、そういった動物取扱業者を利用する消費者も含めて、重く受け止めなければならない事実である。

改正された法第21条(基準遵守義務)において、基準として定める事項として、飼養設備や従業員の員数、繁殖に関する事項等の7つの項目が明記されるとともに、犬猫等販売業者に係る基準は、できる限り具体的なものでなければならないと規定された。これらを踏まえ、基準の具体化について、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」及び「中央環境審議会動物愛護部会」で議論が重ねられ、守るべき数値や違反となる状態等が具体的に規定された。この検討においては、基準を満たさない事業者に対しては、登録の取消し等を行うことを前提に、制度の厳格な運用を行う、いわゆるレッドカード基準として機能させていくことや、事業者に指導監督を行う自治体にもチェックしやすい基準とするという観点等が重視された。本書はこの新たな基準を厳格に運用していくために策定されたものである。

この基準の具体化に関わったすべての方に感謝を申し上げますとともに、新たな基準が、人と動物が共生する社会を実現するための大きな一歩となるよう、本書が関係者に広く活用されることを期待している。

本書の使い方

本書は、動物取扱業者が適切な飼養管理を行うために、守るべき基準を解説するものであり、チェックリスト、基準の解説、行政指導・行政処分についてという3つのパートで構成されている。

チェックリストのパートは、動物取扱業者が守るべき基準をリスト化したものである。事業者自らが基準を満たしているかを確認できるものとなっており、事業を行う上で、日頃から基準を意識し、適切な飼養管理を行うために活用いただきたい。また、自治体が立入検査等を行うに当たって、職員が遵守状況を確認する際に活用することも想定して作成している。

基準の解説のパートは、特に具体化された新たな基準を中心に、基準の考え方、基準を満たす(満たさない)状態の例示等を用いて、基準の詳細を説明するものである。法律に明記された7つの項目に沿って、以下の構成で説明している。

基準の解説の各項目の構成について

基準の概要・・・・・・・・基準の概要を記載

趣旨・・・・・・・・基準の根拠となる考え方を説明

チェックポイント・・事業者が特にチェックすべきポイントを記載

解説・・・・・・・・用語の定義や、運用解釈(具体的な基準の取扱い等)を例示等も含めながら解説

チェックリストを用いてチェックする中で、疑問点や基準を満たしている状態かどうかの詳細を確認する必要が生じた場合に参照していただきたい。なお、解説している内容に照らして遵守すべき基準が満たされていないと判断されれば、行政指導(勧告)や行政処分(措置命令・業務の停止・登録の取消し等)の対象となり得る。一方で、理想的な飼養管理の考え方で参考情報として記載した事項等は、それが満たされないことをもって直ちに遵守義務違反となるものではないが、望ましい飼養管理の状態や方法を示すものであり、業として動物を取り扱う者として、より質の高い飼養管理を目指すにあたって、参考にしていただきたい。

なお、動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあることから、事業の実施に関する個別の判断は、環境省ではなく各自治体が行うことに留意する必要がある。

遵守基準の根拠は、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年4月1日環境省令第7号、以下「基準省令」という。)」であり、巻末に全文を掲載している。また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年1月20日環境省令第1号、以下「施行規則」という。)においては、今般具体化された基準の一部が第一種動物取扱業の登録の基準となるため、併せて巻末の条文を参照されたい。

行政指導・行政処分についてのパートは、主に指導監督を行う自治体に向けたものであり、基準が満たされておらず、改善の意思もないような悪質な事業者に対し、速やかに処分を行う等の厳格な運用を行っていくために、必要な手続きや対応等をまとめたものである。

また、チェックリスト、基準の解説(理想的な飼養管理の考え方等の参考情報を除く)、行政指導・行政処分の各パートは、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言としての位置づけを有するものである。

2 チェックリスト

チェックリストの使い方

ここでは、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の遵守基準のうち、特に立入検査において確認が行われる事項を中心にチェックリストとしてまとめている。リストに記載されている事項は、必ず守らなくてはならない内容であり、これらを満たしていない場合は、行政処分の対象となり得る。チェックリストは共通事項と事業内容に応じた個別事項に分かれているので、それぞれ該当する項目を確認すること。

※「基準の解説」のパート(P9～)で趣旨や解説を記載している項目には、対応するチェックポイントを記載したページを右端に掲載。

■共通事項

犬猫の飼養・保管に必要な事項であり、事業内容によらず、すべての動物取扱業者が守るべき事項となる。

- 飼養施設・設備(ケージ等)
- 従業員数
- 環境の管理
- 疾病等に係る措置
- 動物の管理

■個別事項

事業の内容に応じて適用される事項であり、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業において実施する事項について、確認すること。

(例えば、繁殖を行う場合は、繁殖を行う場合のリストを確認すること。)

- 展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合) →6ページへ

- 貸出しを行う場合 →8ページへ

- 輸送を行う場合 →6ページへ

- 競りあっせんを行う場合 →8ページへ

- 繁殖を行う場合 →7ページへ

- 訓練を行う場合 →8ページへ

- 販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む) →7ページへ

- 保管を行う場合 →8ページへ

- 譲渡しを行う場合 →7ページへ

なお、チェックリストは、守るべき基準を効率的に確認するために作成したものであり、必ずしもすべての基準を網羅するものではない。法令で定められた正確な遵守基準の内容は、P67～の関係法令の記載を確認すること。

またチェックリストの記載内容によらず、管轄する自治体の判断が優先されることに留意すること。

共通事項(犬猫の飼養・保管に必要な事項)

〈飼養施設・設備(ケージ等)〉

- ☐ ケージ等は分離型の基準を満たす。
(分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。)
 - ☐ 犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。
(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の動作を容易に行える広さか。)
 - ☐ 長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、以下の○のいずれかに該当している。(顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合は、短期間の一般的な業内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。)
 - 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態で維持管理している。
- ※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記3項目が適用されない場合がある。
- ☐ 申請書(届出書)に基づく、以下の設備が配置されている。
 - 照明設備^{*1}、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物集積設備、死体の一時保管場所^{*1}、餌の保管設備、清掃設備、空調設備(屋外を除く)、遮光又は風雨を遮る設備(屋外の場合)、訓練場(訓練業の場合)
 - ☐ ケージ等と訓練場の床に金網が使われていない。
※犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
 - ☐ ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がない。
 - ☐ ねずみ、はえ、蚊、のみ等の侵入を防止できる構造となっている。侵入を防ぐか、駆除を行うための設備がある。
 - ☐ 床、壁、天井、附属設備は、清掃が容易である等清潔に維持管理がしやすい構造である。
 - ☐ 脱走しない構造・強度である。
 - ☐ 飼養保管のために必要な作業スペースがある。
 - ☐ ケージ等は、耐水性がなく簡単に洗えないなど、衛生管理の支障がある材質ではない。
(例えば、段ボール等を用いていないか。)*1
 - ☐ ケージ等は、受け皿や、床敷きなどにより、ふん尿などが漏れない構造である。
 - ☐ ケージ等の側面か天井は、常に通気が確保され、内の様子が外から見通せる構造である。
(傷病動物である等特別の事情がある場合を除く。)
 - ☐ ケージ等は、床に確実に固定するなど、衝撃による転倒を防止している。
(例えば、上下に積み重ねたケージを結束バンド等で固定したのみで床に固定しない等、不安定な状態でのケージの設置、積み重ねが行われていないか。)
 - ☐ ケージ等に、給餌と給水のための器具を備えている。
(一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合を除く。)
 - ☐ ケージ等に、生態や習性、飼養期間に応じた遊具や休息等のための設備がある。
 - ☐ 1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、汚物や食べ残しなどを適切に片付けて、清潔を保っている。これらの清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を5年間保管している。

▶P9~

▶P18~

*1の事項は、第一種動物取扱業者の場合に適用

〈従業員数〉

- ☐ 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- ☐ 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- ☐ 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- ☐ 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

▶ P20～

〈環境の管理〉

- ☐ 犬猫の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- ☐ 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- ☐ 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- ☐ 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- ☐ 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)
- ☐ 動物の鳴き声、臭い、毛や、ねずみ、はえ、蚊、のみなどの衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なっていない。
- ☐ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理され、放置していない。

▶ P28～

〈疾病等に係る措置〉

- ☐ 病気とケガの予防、寄生虫の予防や駆除等の日常的な健康管理を行っている。
- ☐ 毎年1回以上健康診断を実施している。
- ☐ 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- ☐ 健康診断の診断書を5年間保管している。
- ☐ 生後11年以上の高齢猫の展示を行う場合には、定期的(半年に1回程度)に健康診断を受けさせる等、健康に配慮している。※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)の場合
- ☐ 病気の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行っている。
- ☐ 病気にかかったりケガをした場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師の診療を受けさせている。
(病気やケガがあるにもかかわらず、必要な処置が受けられていない個体がないか。)
- ☐ 新たな犬猫の飼養・保管を始める際に、観察や、入手先等からの聴き取りによって健康であることを確認するまで、必要に応じて他の動物と接触させないようにしている。(例えば、他の動物と隔離しているか。)

▶ P33～

〈動物の管理〉

- ☐ 犬猫が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。○被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
○体表が毛玉で覆われた状態
○爪が異常に伸びている状態
○その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
- ☐ ケージ等の外で飼養又は保管をしていない。
(管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合を除く。)
- ☐ 複数の動物を同じケージ等に入れている場合、ケンカ等をしない組み合わせにしている。

▶ P45～

- ☐ 幼齢の犬猫については、適切な期間、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をしている。
- ☐ 適切な量、回数等により給餌と給水を行っている。
- ☐ 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- ☐ 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。▶P45～
- ☐ 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。
- ☐ 1日1回以上巡回して、犬猫の数と状態を確認し、巡回の実施状況を記録した台帳を5年間保管している。
- ☐ 顧客（見物客）等が犬猫に触れる場合には、犬猫への過度なストレスがかかったり、顧客等に危害が及んだり、犬猫や顧客等が人と動物の共通感染症にかかることがないように、顧客等には接触の方法を指導し、犬猫には適度な休息を与えている。
- ☐ 顧客（見物客）等が犬猫にみだりに食物を与えないようにしている。
- ☐ 災害時に犬猫の健康や安全を確保し、人の生命、身体、財産を守るために、普段から職員間の連絡体制や犬猫が脱走した場合の捕獲体制の整備、犬猫の避難方法の決定、餌の備蓄等の対策を講じている。
- ☐ 第一種動物取扱業者の標識は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を事業所の出入口から見やすい場所に掲示している。
- ☐ 第一種動物取扱業の広告は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を掲載され、飼いやすさや子犬子猫の愛らしさ、犬猫の生態や習性に反した行動等が過度に強調されるなど、誤解を与える内容ではない。
- ☐ 動物取扱責任者研修で得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させている。
- ☐ 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項が記載され、5年間保管している。※販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業、譲渡業の場合

個別事項(事業の内容に応じて適用される事項)

〈展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合)〉

- ☐ 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。▶P38～
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休息时间)を設けている。
- ☐ 犬猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間(特定成猫の場合は、合計12時間以内であれば、午後10時までの間)に行っている。※第一種動物取扱業の場合
- ☐ 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸や訓練が過酷なものとならないようにしている。※展示業の場合

〈輸送を行う場合〉

- ☐ 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。※販売業、貸出業、譲渡業の場合▶P38～
- ☐ 輸送設備は、確実に固定する等、衝撃による転倒を防止している。
- ☐ 輸送中は、常時、犬猫の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できる設備や体制がある。(航空輸送中は除く。)*₂
- ☐ 輸送設備は、犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)*₂
- ☐ 輸送設備は、定期的な清掃や消毒が行われ、清潔を保っている。

- ☐ 必要に応じて空調設備があるなど、犬猫の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれている。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - ☐ 犬猫の種類、数、発育状況、健康状態に応じて、適切な種類、量、回数の餌と水を与えている。(健康と安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - ☐ 動物の疲労や苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くし、輸送中は、必要に応じて休息や運動の時間を設けている。
- * 2の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈繁殖を行う場合〉

- ☐ 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- ☐ 犬の出産回数は6回を超えていない。
- ☐ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- ☐ 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- ☐ 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。
(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)
- ☐ 繁殖した犬猫を販売する場合は、57日齢以上である。(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が販売業者以外の顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- ☐ 遺伝性疾患等のおそれのある犬猫、幼齢・高齢の犬猫等を繁殖させたり、遺伝性疾患等のおそれのある組み合わせによって繁殖をさせたりしていない。

▶P41～

〈販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む)〉

- ☐ 販売される犬猫は57日齢以上である。
(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- ☐ 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを販売している。
- ☐ 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を販売している。
- ☐ 売買契約の際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等の証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を顧客に渡している。
- ☐ 販売をしようとする犬猫の品種等の名称、標準体重・体長、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制、性別、生年月日、繁殖者の情報等の18項目の情報を書面を渡して説明し、顧客等に署名等をしてもらう確認をしている。※第一種動物取扱業者に販売する場合は、品種等に共通する9項目の情報については、必要に応じて説明すれば足りる。
- ☐ 仕入れ、販売等の際に、取引の相手方が法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、その相手方と動物の取引を行ってはならない。)
- ☐ 販売する全ての犬猫を顧客が目視や写真等で確認できる。また、品種等の名称、標準体重・体長、性別、生年月日、生産地等の情報が顧客から見やすい位置に文書で表示されている。
- ☐ 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項を記載し、5年間保管している。

〈譲渡しを行う場合〉

- ☐ 可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった犬猫が譲渡されている。
- ☐ 可能な限り、環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を譲渡している。
- ☐ 譲渡しをしようとする犬猫の品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の5項目の情報を説明している。

- ☐ 譲渡しの際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を譲渡先に渡している。

〈貸出しを行う場合〉

- ☐ 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを貸し出している。*₃
- ☐ 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫のみを貸し出している。(第二種動物取扱業の場合は可能な限り実施。)
- ☐ 貸出しをしようとする犬猫について、品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の10項目の情報を貸出先に渡している。(第二種動物取扱業の場合は5項目。)
- ☐ 貸し出した犬猫が撮影に使用される場合には、本来の生態、習性に関して一般人に誤解を与えるような形態による撮影が行われないようにしている。また、貸出先で犬猫に過度の苦痛がないよう、時間、環境等が適切に配慮されている。*₃

* 3の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈競りあっせんを行う場合〉

- ☐ 競りによって売買が行われる際に、販売業者が契約時の説明をしていることを確認している。
- ☐ 競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、競りにその事業者を参加させてはならない。)

〈訓練を行う場合〉

- ☐ 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸、訓練が過酷なものとならないようにしている。
- ☐ 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。※第一種動物取扱業の場合
- ☐ 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。

〈保管を行う場合〉

- ☐ 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。※第一種動物取扱業の場合
- ☐ 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。

3 基準の解説

ここでは、令和3年6月1日から施行される基準省令により具体化された新たな基準を中心に、7つの項目について、まず基準の概要を冒頭に示し、基準の趣旨、チェックポイント、基準を満たす（満たさない）状態の例示等を説明する解説部分という順で構成している。チェックリストとこの基準の解説を用いて、動物の飼養、保管の状態を常に確認し、基準の遵守を徹底すること。また、動物のよりよい状態を保つための情報を「より理想的な飼養管理に向けて」という項目と「参考」の欄に記載しており、併せて参照いただきたい。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■運動スペース分離型飼養等（ケージ飼育等）を行う際のケージ等の基準

〈寝床や休息場所となるケージ〉

- 犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
- 猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

〈運動スペース〉

- 下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

■運動スペース一体型飼養等（平飼い等）を行う際のケージ等の基準

- 犬：床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分）と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫：床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの面積以上×頭数分）と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）。

趣旨

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。犬猫のケージ等については、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の日常的な動作が容易に行えるような大きさを具体化している。閉じ込め型の飼養を防ぐとともに、自治体職員が現場で設備を確認する際に、品種等による個体のサイズの違いがあっても統一的な考え方で客観的にチェックしやすく、事業者側も確保すべき設備の大きさを理解しやすい基準とするという観点から、個体の体長と体高を元にした比率で大きさを計算する基準としている。

施設の状況に応じ、寝床や休息場所となるケージと運動をさせるスペースを分離するタイプを【運動スペース分離型（ケージ飼育等）】（以下「分離型」という。）、寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（おり・ケージ等）のタイプを【運動スペース一体型（平飼い等）】（以下「一体型」という。）として、それぞれの基準が数値で規定されている。また、長期間分離型で飼養する場合は、閉じ込め型の飼養を防ぎ、必要な運動を確保するため、運動スペースの面積も一体型と同様の考え方で規定し、さらに常に使用できる状態の維持と運動時間の確保を義務化している。

チェックポイント

- ☐ ケージ等は分離型の基準を満たす。
（分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。）
- ☐ 犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。
（立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の動作を容易に行える広さか。）

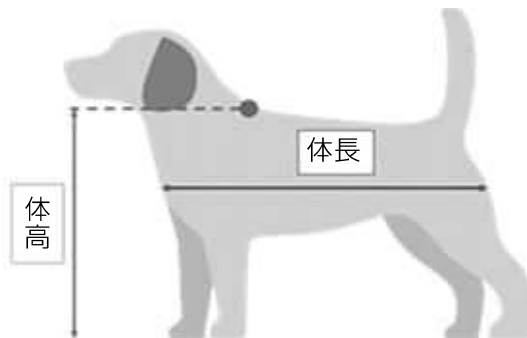
- 長期間飼養する場合（長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業）は、以下の○のいずれかに該当している。（顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合は、短期間の一般的な業内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。）
- 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態で維持管理している。
- ※ 傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記3項目が適用されない場合がある。

解説

〈体長・体高とは〉

体長は「胸骨端から坐骨端までの長さ」、体高は「地面からき甲部（肩甲骨の上端部）までの垂直距離」のことを指す。

図表1 体長・体高イメージ



〈「ケージ等」とは〉

動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備を指す。このため、いわゆるケージそのものだけでなく、平飼いの設備や運動スペースの外周を囲う柵等の設備もケージ等に含まれる。また、部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる。

〈分離型と一体型の考え方〉

分離型：寝床や休息場所となるケージ飼育を想定した基準であり、ケージの広さ等の基準等は飼養期間の長短によらず、基本的に満たす必要がある。飼養期間が長期間にわたる場合は、この寝床や休息場所となる分離型のケージとは別に、一体型と同一以上の面積の運動スペースの設置が必要。

一体型：寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（おり・ケージ等）のタイプで、平飼い等が該当。平飼いをしていたとしても、一体型の基準を満たしていない場合、その平飼いの飼養設備は分離型とみなされ、別途運動スペースを設ける必要がある。

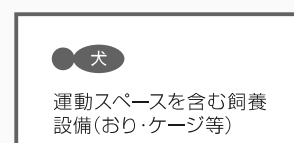
運動スペース分離型（ケージ飼養等）

- 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定



運動スペース一体型（平飼い等）

- 運動スペースを含む飼養設備（おり・ケージ等）のサイズを規定

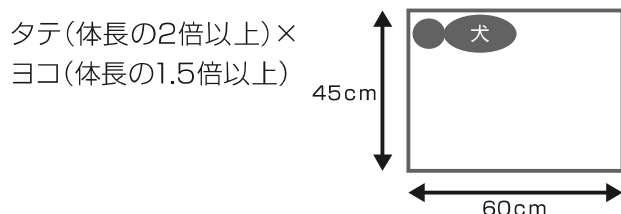


運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

- 犬: タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
- 猫: タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合: 各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

図表3 分離型ケージサイズのイメージ

運動スペース分離型のケージ等



※犬の体長30cmの場合

〈分離型の基準の考え方〉

寝床や休息場所となるケージを想定した分離型のケージの大きさは、1頭あたりに必ず確保しなければならない広さを定める基準。日常的な動作として、ケージ内での方向転換、立ち上がる行動、猫の上下運動等のために必要な大きさが具体化されたもの。

親子等の複数個体を同一のケージ等で飼養する場合は、それぞれの個体に対して、分離型のケージ等における床面積を合計した広さが必要で、高さは最も体高が高い個体に対する2倍(犬)、3倍(猫)以上が必要。なお、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することも必要なこと、犬が社会性を有する動物であることなども踏まえ、複数個体を飼養することも想定して、一頭当たりの利用可能な面積を考慮して定めたものとしているが、同一ケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けなければならない。

〈飼養期間が長期間にわたる場合の運動スペースの設置〉

長期間にわたって飼養する場合は、走る等の運動ができるように、分離型のケージ等とは別に一体型と同一以上の運動スペースを設け、常時運動に利用できる状態で維持管理されていることが必要である。荷物や家具等が置かれ、常時運動に利用できる状態ではない部分などは面積から除外される。この運動スペースに、1日3時間以上出し、自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられている。

「飼養期間が長期間にわたる場合」は、長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる繁殖犬猫やペットショップで販売のために展示される犬猫、猫カフェ等の触れ合い施設で展示される犬猫等が該当する。一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態(ペットホテルにおける数日の預かりやペットサロンにおけるトリミングのための短時間の保管等)は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当せず、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必須ではない。また、訓練業の場合も同様に短期間かつ一般的な業内容(数時間～数日の訓練)であれば、運動スペースの設置は必須ではないが、数か月など長期間にわたって同一個体を飼養保管しながら訓練する業内容の場合は、原則として運動スペースの確保が必要となる。

〈運動スペースの交代利用〉

運動スペースの確保は、常に運動できる一体型よりも広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する必要があることの双方を総合的に考慮したものであるため、交代利用が否定されるものではない。しかし、夜間の休息を考慮し、展示時間は午前8時～午後8時となっていることを踏まえると、通常想定される人の手によってケージ間を移動させるような場合では、午前、昼、午後の1日3交代(各3時間以上)が限度と考えられる。例えば、個体サイズが同等の場合に、5頭分の運動スペースしかない場合、15頭を超えた数を飼養することはできないこととなる。

〈運動スペースの設置場所、管理方法〉

運動スペースは飼養施設のケージ等に含まれ、常時利用可能な状態で維持管理する義務がある。このため、業の登録・届出において必要な権原を有し登録されている飼養施設以外の施設(外部のドッグラン、散歩で運動すること等)や、仕切り等で分離型と一体型を使い分けること(分離型や一体型のケージ等として使用している部分は、運動スペースとして使用できないことから併用は不可)は認められない。

設置場所は、屋内に限らないが、屋外であっても飼養設備としての基準(施行規則第2条第2項第4号㉞の遮光、風

雨を遮る設備等)を満たす必要がある。

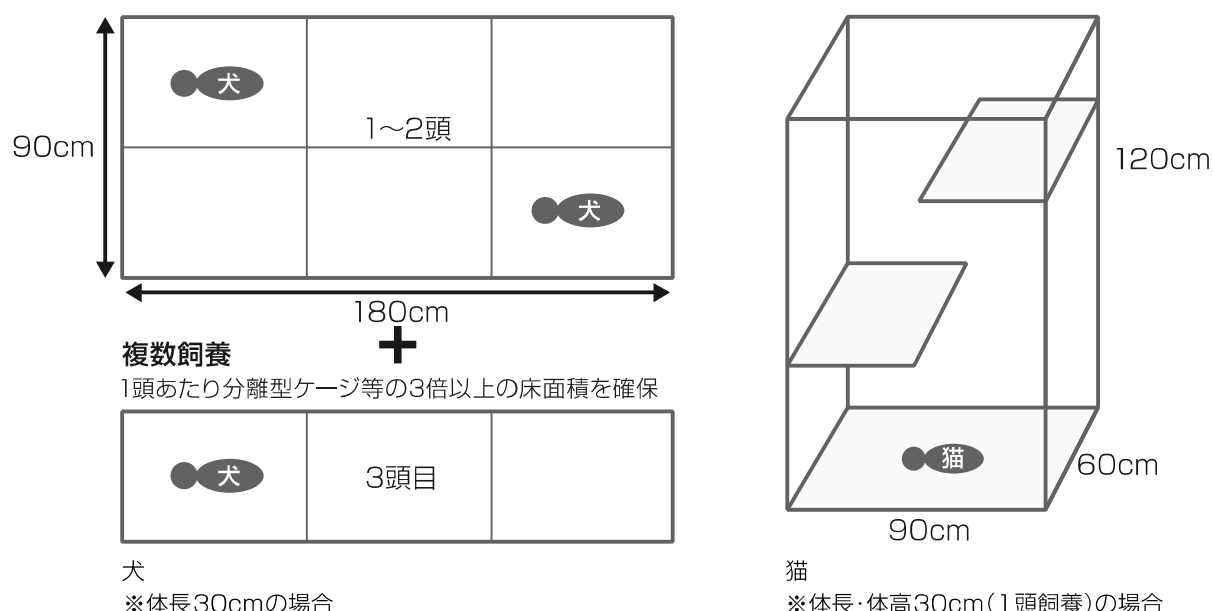
〈移動販売やイベント販売におけるケージ等の基準の考え方〉

移動販売やイベント販売においても、販売のために登録された飼養施設には、ケージ等の基準が適用される。移動を伴うイベント販売等であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、ケージ等の基準を満たす必要がある。

運動スペース一体型(平飼い等)の基準

- 犬:床面積(分離型ケージサイズの6倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫:床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの面積以上×頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



〈一体型の基準の考え方〉

個体のサイズに応じた基準とするため、体長・体高に基づく分離型のケージサイズをベースとし、犬は走る等の自然な運動を行える広さ、猫は上下運動が可能な広さとしている。

複数飼養する場合は、運動スペースを共有できることから、1頭当たりはこの2分の1の床面積(犬は分離型の3倍、猫は分離型相当分の床面積)と、最も体高が高い個体に対する高さ(犬は体高の2倍、猫は体高の4倍以上)が基準となる。なお、1頭当たりは2分の1の床面積となるが、最も体長が長い個体に対して運動スペース床面積の基準(犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上)を満たしていることが必要である。

〈繁殖時の基準(面積の算出に含まれない子犬・子猫の考え方)〉

分離型の数倍(犬6倍、猫2倍)の広さで運動スペースが確保される一体型(平飼い飼育等)に限定し、同一のケージ等内で親とその子犬・子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬・子猫はこれを頭数に含めないとしている。この場合、親1頭分の一体型の広さ(犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上)を確保することで基準を満たすが、親とその子犬・子猫のみを飼養する場合に限定され、親子以外の個体の同居は不可(同居していた場合にはこの繁殖時の基準が適用されないこと)となる。

これは、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することが必要なこと等を考慮したものであり、日齢(56日齢)等で子犬・子猫の範囲を一律に定めることによって、社会化のためにより長い期間を親と同一のケージ等で飼養するといった事業者の配慮を妨げないため、同一のケージ等で親と同居しているかどうかで判断されるものとなる。販売等のために親と離す段階では、それぞれの体長等に基づく、ケージ等の基準を満たす必要がある。なお、分離型の場合は、親と同居する場合であっても、子犬・子猫について1頭当たりのケージ等の規模を算定し、その合計面積を確保する必要がある。

〈猫の棚の条件〉

猫の場合に設置が必要な棚については、ケージを用いる場合は、2段ケージ(分離型)、3段ケージ(一体型)を想定しているが、プレイルームタイプのケージや部屋全体を自由に行動できる飼育の場合は、キャットタワー等の棚を設置することを想定しており、そのような構造も基準を満たすものとなる。また、箱や台等で、内部と上面が利用できるような場合も、棚とみなすことができる。段ボールの使用については、具体的な構造や耐久性によるが、すぐに破損し棚が利用できない状態が発生するような場合は基準を満たしている状況とはいえない。また、個体が乗れないほど小さい面積のもの、体重に対する強度がないものは、棚として利用できないため基準を満たすとはいえない。

〈ケージ内の設備〉

分離型、一体型それぞれの基準の面積は、ケージ等の全体の大きさから算定するものであり、飼養に必要な設備(トイレや餌置き場等)を、面積の算定から除外する趣旨ではない。一体型のスペース中に自由な出入りが可能な休息用のケージを置く場合については、ケージ等の全体が一体型としての基準を満たしていれば、ケージ内の休息用の設備に対して、さらに分離型の基準が適用されるものではない。

〈子犬・子猫を飼養する場合〉

子犬・子猫の時点では、その個体の体長・体高に基づくケージ等の基準を満たしていれば問題ないが、成長に伴ってケージ等の基準を満たさなくなる場合はその時点で基準違反となるため、成長を見越したケージ等を用意するか、成長に伴ってより大きなケージ等に移動する等の対応が必要となる。

〈傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合〉

ケージ等の基準は犬猫を飼養する場合に守らなければならないものであるため、基本的には基準を満たすことが必要だが、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となる。

例外となる考え方として、傷病動物で安静が必要な場合や、猫の出産前後等の特別な管理が必要な場合(例えば、生まれたばかりの子猫が棚から落下するおそれがある場合等)が、「特別な事情がある場合」に該当し、合理的な範囲で基準に定めたケージ等の規模が適用されない場合があり得る。

また、一時的かどうかについては、保管する期間とそこに置かれた個体に対するケージ等の広さ、個体の状態等に基づき総合的な判断が必要であるが、例えば、保管業のうち、トリミングのための数時間の預かりやペットホテルでの数日間の預かりは一時的なものと考えられる。一方、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合などは一時的な保管とは考えられない。また、同じ数日間であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、一時的な保管には該当しない。

いずれの場合においても、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下にあるものに限られる。このため、例えば「広いケージに入れたら病気や感染症になってしまうかもしれない。」といった漠然とした理由を「特別な事情」とみなすことはできない(感染症等が発生しないように適切な衛生管理を行うことは事業者の義務である)。

〈体長・体高によるケージ等の具体的な大きさ〉

飼養する個体の体長・体高を確認し、体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表をもとに、必要な大きさを満たすケージ等を準備することが必要である。一体型・分離型の運動スペースの基準は必要な面積・高さを定めるものであり、タテ・ヨコの長さは早見表で示す数値以外の組み合わせでも可能である。早見表では、一体型・分離型の運動スペースとして、(犬)タテが体長の6倍、ヨコが体長の3倍及び(猫)タテが体長の3倍、ヨコが体長の2倍とした場合のそれぞれの長さの例を示している。なお、参考として、代表的な品種ごとの体長・体高についても掲載する。

図表5 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(犬)

体長(cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高(cm)	分離型、一体型・ 分離型の運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)
12	24	18	0.26	72	36	12	24
14	28	21	0.35	84	42	14	28
16	32	24	0.46	96	48	16	32
18	36	27	0.58	108	54	18	36
20	40	30	0.72	120	60	20	40
22	44	33	0.87	132	66	22	44
24	48	36	1.04	144	72	24	48
26	52	39	1.22	156	78	26	52
28	56	42	1.41	168	84	28	56
30	60	45	1.62	180	90	30	60
32	64	48	1.84	192	96	32	64
34	68	51	2.08	204	102	34	68
36	72	54	2.33	216	108	36	72
38	76	57	2.60	228	114	38	76
40	80	60	2.88	240	120	40	80
42	84	63	3.18	252	126	42	84
44	88	66	3.48	264	132	44	88
46	92	69	3.81	276	138	46	92
48	96	72	4.15	288	144	48	96
50	100	75	4.50	300	150	50	100
52	104	78	4.87	312	156	52	104
54	108	81	5.25	324	162	54	108
56	112	84	5.64	336	168	56	112
58	116	87	6.06	348	174	58	116
60	120	90	6.48	360	180	60	120
62	124	93	6.92	372	186	62	124
64	128	96	7.37	384	192	64	128
66	132	99	7.84	396	198	66	132
68	136	102	8.32	408	204	68	136
70	140	105	8.82	420	210	70	140
72	144	108	9.33	432	216	72	144
74	148	111	9.86	444	222	74	148
76	152	114	10.40	456	228	76	152
78	156	117	10.95	468	234	78	156
80	160	120	11.52	480	240	80	160
82	164	123	12.10	492	246	82	164
84	168	126	12.70	504	252	84	168

図表6 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(猫)

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高 (cm)	分離型	一体型・分離型の 運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)	高さ(cm)
12	24	18	0.09	36	24	12	36	48
14	28	21	0.12	42	28	14	42	56
16	32	24	0.15	48	32	16	48	64
18	36	27	0.19	54	36	18	54	72
20	40	30	0.24	60	40	20	60	80
22	44	33	0.29	66	44	22	66	88
24	48	36	0.35	72	48	24	72	96
26	52	39	0.41	78	52	26	78	104
28	56	42	0.47	84	56	28	84	112
30	60	45	0.54	90	60	30	90	120
32	64	48	0.61	96	64	32	96	128
34	68	51	0.69	102	68	34	102	136
36	72	54	0.78	108	72	36	108	144
38	76	57	0.87	114	76	38	114	152
40	80	60	0.96	120	80	40	120	160
42	84	63	1.06	126	84	42	126	168
44	88	66	1.16	132	88	44	132	176
46	92	69	1.27	138	92	46	138	184
48	96	72	1.38	144	96	48	144	192
50	100	75	1.50	150	100	50	150	200
52	104	78	1.62	156	104	52	156	208
54	108	81	1.75	162	108	54	162	216
56	112	84	1.88	168	112	56	168	224
58	116	87	2.02	174	116	58	174	232
60	120	90	2.16	180	120	60	180	240

図表7 代表的な品種の体長・体高(犬)

犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC
	平均	平均				
ミニチュア(カニーヘン)・ダックスフンド	25	14	—	22~27	—	13~15
チワワ	17	17	—	13~21	—	13~20
ポメラニアン	17	17	—	15~18	—	15~18
ヨークシャー・テリア	—	19	—	—	—	18~20
ペキニーズ	32	19	—	25~38	—	15~23
マルチーズ	21	21	20~25	18~23	20~25	18~23
ブリュッセル・グリフォン	22	22	—	18~25	—	18~25
スタンダード・ダックスフンド	38	22	—	35~41	—	20~23
パピヨン	25	24	—	21~29	—	20~28
ノーフォーク・テリア	27	24	—	25~28	—	23~25
狆	26	24	—	21~29	—	20~28
シー・ズー	28	26	—	25~29	—	23~27
トイ・プードル	27	26	25~29	—	24~28	—
スコティッシュ・テリア	29	26	28~31	—	25~28	—
ビション・フリーゼ	30	27	28~32	27~32	25~29	24~29
ウエスト・ハイランド・ホワイ・テリア	26	27	—	24~27	—	25~28
ウェルシュ・コーギー・ペンブローク	39	28	35~42	36~43	25~30	25~30
ジャック・ラッセル・テリア	30	28	28~33	28~34	25~30	25~30
ボロニーズ	28	28	25~30	25~30	25~30	25~30
ミニチュア・ピンシャー	29	28	26~32	27~33	25~30	25~32
パグ	—	29	—	—	—	25~33
チャイニーズ・クレステッド・ドッグ	31	29	24~35	29~35	23~33	28~33
フレンチ・ブルドッグ	31	30	25~37	29~35	24~35	28~33
ミニチュア・プードル	—	32	—	—	28~35	25~38
キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	33	32	—	32~35	—	30~33
ミニチュア・ブル・テリア	32	32	—	25~36	—	25~36
ミニチュア・シュナウザー	33	33	30~35	30~36	30~35	30~36
日本スピッツ	38	34	33~42	34~42	30~38	30~38
イタリアン・グレーハウンド	37	35	34~40	35~40	32~38	33~38
ビーグル	—	36	—	—	33~40	33~38
バセット・ハウンド	—	36	—	—	33~38	—
シェットランド・シープドッグ	38	37	37~39	35~43	36~37	33~41
アメリカン・コッカー・スパニエル	39	37	36~41	36~41	34~39	34~39
ブルドッグ	—	37	—	—	—	36~38
柴	42	38	40~43	38~46	37~40	34~42
ワイアー・フォックス・テリア	—	39	—	—	39	39
ミディアム・プードル	—	39	—	—	35~45	—
イングリッシュ・コッカー・スパニエル	38	40	36~39	36~41	38~41	38~43
ボストン・テリア	—	41	—	—	—	38~43
甲斐	51	46	50~55	43~54	45~50	39~50
チャウ・チャウ	49	49	46~56	43~51	46~56	43~51
ウィペット	52	49	46~54	48~59	44~51	46~56
ボーダー・コリー	54	52	—	48~59	—	46~56
オーストラリアン・シェパード	55	52	48~61	48~61	46~58	46~58
スタンダード・プードル	—	53	—	—	45~60	—
サモエド	57	55	56~60	51~63	53~57	48~60
シベリアン・ハスキー	58	55	53~63	53~63	51~60	51~60
ダルメシアン	63	56	60~69	54~68	54~62	48~61
ゴールデン・レトリバー	62	57	56~67	60~67	51~61	55~61
ラブラドル・レトリバー	60	57	57~60	57~65	54~57	55~62
エアデール・テリア	—	58	—	—	56~61	—
ボクサー	59	59	53~63	55~64	53~63	55~64
フラットコーテッド・レトリバー	62	59	59~65	59~65	57~62	56~62

犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC
	平均	平均				
ホワイート・スイス・シェパード・ドッグ	71	60	64～79	—	53～66	—
ジャーマン・シェパード・ドッグ	69	60	61～76	61～77	55～65	56～66
ロットワイラー	71	62	64～78	64～79	56～68	56～69
ワイマラナー	69	64	62～76	64～75	57～70	58～69
アイリッシュ・セター	67	64	58～70	67～72	55～67	64～69
バーニーズ・マウンテン・ドッグ	71	64	66～78	65～78	58～70	58～70
サルーキ	65	65	58～71	58～71	58～71	58～71
秋田	72	65	67～74	67～78	61～67	61～71
ドーベルマン	72	67	66～79	64～78	63～72	61～71
ニューファンドランド	75	69	73～78	73～78	66～71	66～71
グレート・ピレニーズ	80	72	—	70～89	—	64～81
ボルゾイ	76	73	71～89	69～75	68～85	66～71
セント・バーナード	83	74	72～100	73～85	65～90	66～76
グレート・デーン	83	79	76～95	75～85	72～90	71～81

(出所) 国際畜犬連盟、アメリカ・ケンネルクラブ(AKC)の情報を参考に、上限値と下限値から平均の体長・体高を算出(小数点以下四捨五入)。なお、体長は、AKCによる犬種ごとのデータのうち、体高に対する体長の割合をもとに、比率から算出したもの。

図表8 代表的な品種の体長・体高(猫)

猫種	体長(cm)	体高(cm)
マンチカン	27～34	17～22
ペルシャ	34～39	20～27
ロシアン・ブルー	27～34	19～24
アメリカン・ショートヘア	27～36	18～27
スコティッシュ・フォールド	33～43	21～26
シャム	26～30	21～25
アビシニアン	25～31	19～23
日本猫※	—	25～30
サイベリアン	38～46	20～26
メイン・クーン	48～81	27～30

※日本に住んでいる猫(雑種を含む)

(出所) 国内飼育個体の計測値等をもとに作成

■ ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- 金網の床材としての使用を禁止（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

趣旨

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする必要があるため、床材やケージに着目し、使用できない材料や破損の状態が基準として規定されたもの。

チェックポイント

- ☐ ケージ等と訓練場の床に金網が使われていない。
※犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
- ☐ ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がない。

解説

〈床材について〉

床材は、長期間飼養された場合等に肉球が傷むおそれがある金網の使用が禁止となる。ただし、すのこを用いる場合や、金網の上にトレーを置く場合等、肉球が傷まないような管理がされている場合には、例外的に基準を満たすこととなる。これは、金網に接触して肉球が痛むことを防ぐ趣旨であり、構造自体が金網だったとしても、トレー、クッションやマット、寝床等によって肉球が金網に触れないように管理をしている場合に限定して例外としているもの。このため、布がケージの一端に寄り、床材を覆っていない場合や、部分的にしかトレーが置かれておらず、個体の肉球に負担がある場合は、肉球が傷まないように管理されているとはいえない。また、一時的にトレー等が置かれていても、個体の肉球の状態としてケージ等に起因する傷害がある場合は、当該規定を満たしているとはいえない。

〈ケージ等及び訓練場について〉

ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものにしなければならない。なお、適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない。

ほかにも、ケージ等及び訓練場は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であることが必要であり、耐水性がないため洗浄が容易でないなど衛生管理上支障がある材質を用いてはいけないこととなっている。また、動物の種類、習性、運動能力、頭数等に応じて、その逸走（脱走）を防止することができる構造及び強度であること、また動物によって容易に損壊されない構造及び強度であることが必要である。以上により、段ボール等の簡易的な設備をケージ等として使用することはできない。

また、床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていることと、底面はふん尿等が漏れない構造であることが義務付けられているため、不安定な状態でケージ等が積み重ねてあったり、他の個体のケージ等にふん尿が漏れ出るような状態があったりした場合は、基準違反となる。

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】環境エンリッチメント

環境エンリッチメントとは、アニマルウェルフェア（動物福祉）の考え方に基づき、動物の心身の健康に配慮し、飼養環境（施設、食物、遊具、社会など）を豊かにするよう工夫を加えるという考え方である。

犬猫の適正な飼養のためには、健康・安全の確保にとどまらず、生態や習性に応じた豊かな環境づくりに努め、本来の習性に沿った行動をできる限り発現できるようにすることが求められる。人との関わりや触れ合いに加え、餌の与え方の工夫や好奇心を持つ遊び道具、音等の様々な刺激を与えることによって、特に長期間飼養する動物が単調な生活を送ることを避けられるようにすることが望ましい。

ケージ等の中においても、個体が自由に好きな場所を選択できるよう、習性に合わせて様々な場所や設備（隠れ場所、クッション、ベッド、遊具、猫であれば上下運動ができる設備や爪とぎ等）を工夫する。

📖【参考】ケージ等の中の設備等の配置

ケージ等の中には、トイレ、えさ場（給餌・給水器）、寝る場所、隠れ場所等の設備を配置することが想定されるが、トイレは、えさ場（給餌・給水器）や寝る場所と離して配置することが個体の健康や衛生面等から望ましい。

📖【参考】傷病個体や繁殖時のケージ等

傷病個体や繁殖時のケージ等については、それぞれ以下の点に留意して飼養管理を行うことが望ましい。

傷病個体の場合は、個体の状態（異変等）が観察しやすいように目の届くところにケージ等を設置することや、感染症の疑いがある場合は、他の個体等に感染しないよう隔離できる場所にケージ等を設置するといった配慮を行う。

繁殖時は、特に親犬・猫が神経質になることがあるため、あまり人目につかない静かな場所にケージ等を設置することや、離乳期に近づき大きくなった子犬・猫が親犬・猫を攻撃（乳房を噛んでしまう等）することを防ぐため、親犬・猫が子犬・猫と適度な距離を保てるようなケージ等の工夫（逃げられるように十分な広さを設ける、逃げ場となるように段差や棚を設ける等）するといった配慮を行う。

2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員が飼養又は保管をする頭数の上限は、1人当たり犬については20頭(うち繁殖犬は15頭)、1人当たり猫については30頭(うち繁殖猫は25頭)とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合は別表に定める。

趣旨

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置する必要がある。

1人当たりの飼養保管頭数が多くなると、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届かない傾向があるため、清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動等の適切な飼養保管を行う時間を確保する必要がある。

以上を踏まえ、犬・猫の飼養保管に従事する職員の数(以下「員数」という。)について、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間をもとに具体化したもの。

チェックポイント

- ☐ 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- ☐ 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- ☐ 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- ☐ 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

解説

〈常勤、常勤の職員が勤務すべき時間数〉

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている「常勤の職員が勤務すべき時間数」に達していることをいうものである。ここでいう「常勤」に該当するかどうかは、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。

「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、労働基準法に定める法定労働時間(1日8時間以内、1週40時間以内)の制約内で事業者が決めるものであるが、員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である週40時間とすること。これは、適切な飼養管理の為に必要な人員を配置するという員数規定の趣旨を踏まえつつ、規制全体の公平性を保ち、効率的な管理を行うため週単位で考えるものとする。

〈常勤の職員以外の職員〉

「常勤の職員以外の職員」とは、勤務延時間数(記録上、当該事業所の業務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数)が「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)未満の労働形態である。「常勤の職員以外の職員」を員数の算出上どのように組み込むかについては、「常勤の職員以外の職員」に該当する職員それぞれの勤務延時間数の総数(週単位)を「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)で割った数値を員数として換算する。これを「常勤換算」と呼ぶ。

なお、「常勤換算」を行った際の数値に整数未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数値を員数とする。

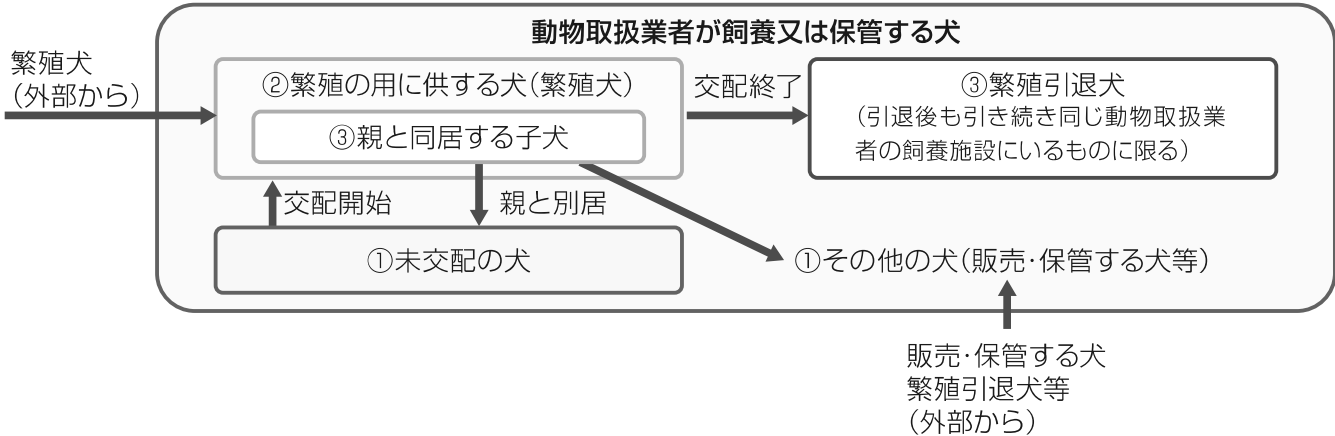
なお、個人事業主やボランティア等についても同様の考え方に基づいて員数を算出すること。

〈職員1人当たりの飼養保管頭数の考え方〉

職員1人当たりの飼養保管頭数の上限は、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間から職員1人当たりが管理できる頭数を算出し、これをもとに、犬については20頭（うち繁殖犬は15頭）、猫については30頭（うち繁殖猫は25頭）とそれぞれ定められている。繁殖を行う場合は、繁殖に関する管理作業が追加的に必要になることを考慮して、繁殖の用に供する犬・猫の頭数の上限は別に定めている。なお、この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。これは、産子数は予測不可能であるため、また、繁殖に関する管理作業に、子犬・子猫の世話に要する時間を含めているためである。さらに、親兄弟との同居により、社会化が促されることも考慮している。子犬・子猫については、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に含まれる。

「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。繁殖の用に供することをやめ、販売の用に供さない犬猫（以下「繁殖引退犬猫」という。）の頭数は、業として扱うものではないことから、1人当たりの飼養保管頭数には含まれない。なお、繁殖引退犬猫で員数規定から除外されるものは、当該動物取扱業者の飼養施設にいるものに限られる。

図表9 飼養又は保管をする犬の区分のイメージ図(繁殖を行う場合)



- ①、②は員数規定の対象になる。
- 飼養又は保管する犬(1人当たり20頭まで): ①+②
 - このうち繁殖の用に供する犬(1人当たり15頭まで): ②
- ③は員数規定の対象外。

〈犬と猫の両方を飼養保管する場合の上限頭数〉

犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表10で説明する。まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の同じ行のうち、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

図表 10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2	2	28	23
3		27	22
4	3	26	21
5	4	25	20
6	5	24	19
7		23	18
8	6	22	17
9	7	21	16
10	③8	20	15
①11		19	④12
12	9	18	11
13	10	17	10
14	11	16	9
15		15	8
16	12	14	7
17	13	13	6
18	14	12	5
19		11	4
20	15	10	3
		9	2
		8	1
		7	0
		6	0
		5	
		4	
		3	
		2	
		1	
		0	

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

従事する職員数に対する上限頭数の計算方法

員数規定の基準に適合するか確認するため、以下1.~3.の手順に従って職員1人当たりの飼養保管頭数を計算すること。

$$\text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)} = \frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}}$$

手順1.「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」をもとに員数を算出する。

手順2.「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」における犬猫の頭数を員数で割り、職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

手順3. 算出した値が基準に適合しているか確認する(犬と猫の両方を飼養保管する場合は、図表10を活用)。

(計算例)

38頭の犬(うち繁殖犬30頭)を飼養する第一種動物取扱業者の場合

手順1.「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」を用いて員数を算出する。

飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(図表11)の記入例(1週目部分)

勤務形態	氏名	1週目							合計
		1	2	3	4	5	6	7	
		月	火	水	木	金	土	日	
常勤	A	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			40.0
非常勤	B			8.0	8.0	4.0	8.0	8.0	36.0
非常勤	C	8.0	8.0			4.0	8.0	8.0	36.0
常勤職員の人数									1
非常勤職員の勤務延時間数									72.0
常勤換算方法による人数 (小数点以下切り捨て)		$\frac{\text{非常勤職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数(40)}}$							1
合計		常勤職員の人数+常勤換算方法の人数							2

常勤職員(週40時間勤務)1名、非常勤職員(週36時間勤務)2名がいる場合、員数は以下のように算出する。

常勤職員の人数:1人

非常勤職員の勤務延時間数:36時間+36時間=72時間

常勤換算方法による人数=非常勤職員の勤務延時間数÷常勤職員の勤務すべき時間数

= (36時間+36時間) ÷ 40時間 = 1.8人(小数点以下切り捨て)

合計:常勤職員の人数+常勤換算方法による人数=1人+1人=2人

員数は2人となる。

手順2.「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」をもとに、当該月初の犬猫の頭数を確認し、員数で割って職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

犬猫の飼養保管頭数記録票(図表12)の記入例

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	37	37	38									
猫	0	0	0									

※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。

2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	28	28	30									
猫	0	0	0									

※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。

事業所全体:犬38頭、うち繁殖犬30頭

$$\frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}} = \text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)}$$

犬:38頭÷2人=19頭/人

うち繁殖犬:30頭÷2人=15頭/人

手順3. 2.の計算結果を上限值と比較し、基準に適合しているか確認する。

犬:19頭/人<20頭/人(上限値)→基準に適合

うち繁殖犬:15頭/人=15頭/人(上限値)→基準に適合

職員数の記録

飼養保管に従事する職員数については、以下の参考様式(図表11)を活用する等の方法によって適切に記録すること。

図表 11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表

[illegible]

※飼養又は保管に従事する職員について、勤務時間数を記入すること(小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで入力)。

※員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は週40時間とし、雇用形態に関わらず、週40時間勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」とすること。

※常勤換算方法は、非常勤職員の「週の勤務時間」をすべて足し、「常勤職員の「週40時間」で割って算出すること(小数点以下切捨て)。

※勤務延時間数に算入する時間数は、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数(週40時間)を上限とする。

他の書類により、勤務形態、氏名及び勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって代替して差し支えない。

ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合においては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。

〈職員数の記録に当たっての留意事項〉

- 複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱い:
員数を計算する際は、飼養施設を伴う事業所の単位で見えていくこととなる。複数の事業所にまたがって業務に従事する職員は、複数の事業所全てにおいて員数1として計上することはできない。例えば、A事業所の常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の場合、A事業所のみで働く常勤職員の「一郎さん」は員数1として計上されるが、A事業所とB事業所とC事業所で働くエリア職の常勤職員の「次郎さん」は、A事業所において員数1とは計上できない。この場合、「次郎さん」は「常勤換算」の考え方を準用してA、B、Cの各事業所における勤務時間数を元に、各事業所における勤務時間を別々に扱い、事業所単位で員数の数値を算出することとする。
なお、自治体による員数の確認に当たっては、事業者側は参考様式等の書面により、各事業所における員数規定の遵守状況を示す必要がある。
- 同一事業所で販売業務や複数業種に従事する職員の扱い:
ペットショップ等、同一事業所において、職員が犬・猫の飼養保管業務のほか、販売業務等も兼務することが想定される。
員数規定の計算の際、「接客のみに従事している販売員」は、動物の飼養又は保管に従事する職員には含めない。
また、販売業と保管業等、異なる業種について、同一事業所で登録を行っている場合は、当該事業所で従事する職員は、複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱いに準じ、それぞれの業種ごとについて員数を計算することとする。
- 営業日数が少ない場合:
また、ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあっては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。例えば、週に2日間営業(1日8時間)する場合は、常勤換算の考え方を準ずれば、「常勤」は2日間(1日8時間)勤務する職員とし、「非常勤」の勤務延時間数を割る数は、16時間として常勤換算を行うなどの運用が考えられる。

飼養保管頭数の記録

飼養又は保管をする犬猫の頭数については、以下の参考様式(図表12)を活用する等の方法によって適切に記録すること。

図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												

※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。

2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												

※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。

- なお、飼養又は保管をする犬猫の頭数に関しては、以下の各種帳簿等とも整合が図られるよう留意すること。
- 第一種動物取扱業のうち犬又は猫を取り扱う動物販売業者等(動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者)の動物に関する帳簿(動物愛護管理法第21条の5第1項関係)
 - 動物販売業者等定期報告届出書(動物愛護管理法第21条の5第2項関係)
 - 犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿(動物愛護管理法施行規則第10条の10関係)

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】職員の能力の向上

員数規定は、適切な飼養管理を行うためには一定数の職員を配置することが必要であるとの考えの下、必要と考えられる員数を具体的な数値で示したものである。よりよい動物の飼養管理の実現のためには、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をするに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることも重要である。

これらは、販売等される犬猫は言うまでもなく、繁殖の用に供する犬猫についても、しつけ、トイレトレーニング等も含めた飼養管理を行うことで、適切な社会化を図り、繁殖を引退した後、一般家庭等への譲渡が進みやすくなることが期待される。繁殖引退犬猫の譲渡適性の向上は、その動物が家庭においてストレスなく適正に飼養されるうえで不可欠であり、また、動物取扱業の持続可能性の向上に資する取組のひとつとして重要である。

3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

趣旨

犬猫の健康・安全の確保のためには、その品種、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。犬猫は、品種ごとに生理的特性等が異なる部分もあり、また、同じ品種であっても、年齢や疾患等の健康状態が異なる場合もあることから、品種だけでなく個体の状態に応じて、適切な温度・湿度の確保を行うことが必要となる。このように個体の状態に応じた適切な管理を促すため、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うことが義務付けられる。また、臭気等によって犬猫の飼養環境や、周辺の生活環境を損なわないよう清潔にすることが義務付けられる。さらに自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、夜間に休息を確保するため、自然採光又は照明により日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理することが義務付けられる。

これらの環境の管理に関する事項は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしている。

チェックポイント

- ☐ 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- ☐ 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- ☐ 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- ☐ 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)

解説

温度・湿度の管理の基準

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

〈低温・高温により健康に支障が生じる状態〉

品種ごとに習性や生理が異なるだけでなく、個体によって温度や湿度等の環境への適応力も異なることから、基準は、動物の健康に支障が出るおそれがある状態(低温時や高温時に動物に発現する状態)を禁止するものとなっている。図表13のような暑さ、寒さに対する犬猫の状態が生じるおそれがないようにする義務があり、このような状態が見られれば、基準違反となる。個体の状態をよく観察し、温度・湿度を調整する必要がある。また、登録申請、届出時において、空調設備の配置を確認することとなっており、屋外施設(運動場等)を除き、エアコン・換気扇等の空調設備の設置が必要である。温度・湿度の管理に加えて、空調設備等を用いた適切な換気を行うことは感染症予防等の衛生環境の維持や、アンモニア等の臭気の防止の点からも重要であり、換気扇があっても施設に見合った換気能力がない場合やほこりがたまって機能していない場合は、適切な空調設備の設置が必要である。

図表13 暑さ、寒さに対する犬猫の状態

暑さに対する犬の状態	説明
● 運動をしていないのにパンティング(ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる行為)をしていたり、呼吸が浅く早くなったりする ● よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈	犬は暑い時、ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる(パンティング)、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、水をたくさん飲む等の行動をとって体温調節を行う。熱中症の初期症状として、パンティング、よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈などがある。重篤化すると虚脱(ぐったりとして意識がない)、嘔吐、下痢、ふるえ、意識消失、けいれん発作、ARDS(急性呼吸促迫症候群)などを生じる場合もある。
暑さに対する猫の状態	説明
● 開口呼吸(猫は通常口を開けて呼吸しないため、そのような状態が見られたら危険) ● 呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん	猫は暑い時、日陰や涼しい場所に移動する、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、地肌をなめて体の表面を濡らして体温を蒸散させる、パンティングする等の行動をとって体温調節を行う。暑い部屋や車内に閉じ込められる等自由に涼しい場所に移動できない状況では熱中症のリスクがある。熱中症の症状として、呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん、意識混濁、意識喪失といった経過をたどって重症化する。
寒さに対する犬の状態	説明
● 体を小さく縮めたり、小刻みに震えたりする	犬は寒い時、体を小さく縮めたり、小刻みにブルブル震えたりして、体温の低下を抑える行動をとる。また、水の摂取量が減ることもある。
寒さに対する猫の状態	説明
● 体を丸めたり、震わせたりする ● 怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて体をふくらませる	猫は寒い時、丸くなったり、体を震わせたりする。また、怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて身体をふくらませるなどして体温の低下を抑える行動をとる。

〈温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理〉

犬猫の品種や習性や個体ごとの身体的な特徴、年齢、疾病等の健康状態により必要な温度・湿度管理は異なるが、飼養施設に温度計と湿度計を備え付け、個体の状態に合わせた適正な管理を行う義務がある。一般的に、犬猫の飼養を行う場合は、エアコン等の室温を通年で20～23℃前後に設定することが基本となるが、暑さに弱い個体(ダブルコート、短頭種の犬、肥満等)の場合、特に熱中症に注意し、夏場はより涼しく保つ必要がある。逆に、寒さに弱い個体(シングルコート、幼齢、高齢等)の場合は、低体温を防ぐため、室温を高めに設定する等の個体の状態に合わせた管理が必要である。また、湿度は50%前後が推奨されるが、温度・湿度ともに高い環境では熱中症になりやすいため、夏場に室温が高い場合は湿度を下げるように管理する等、季節変化や施設の状況も踏まえた管理を行い、基準違反となる動物の健康に支障が生じるおそれを生じさせないことが必要となる。



【参考】適切な温度管理のための情報

【寒冷・温暖地域に適した犬種の例】

アラスカン・マラミュート、サモエド、シベリアン・ハスキー、セント・バーナード、チャウ・チャウ、秋田犬など寒い地域が原産の犬種は大型犬に多く寒さに強い傾向がある。このような犬種は下毛の生える「ダブルコート」という二重構造の被毛を持っており冬の保温性があるが、夏の暑さには弱いため注意が必要である。他方、比較的暖かい地域で作出・改良されてきたブーデルなどは、「シングルコート」で、こういった犬種は寒さに弱い傾向がある。

【体温調整が難しい犬の例】

犬の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。体温調整が困難な犬種として、鼻が低い短頭犬のブルドッグ、シー・ズー、バグ、ボストン・テリアなどが挙げられる。これらの犬は口腔の面積が狭く、呼吸がしづらいため唾液を気化して熱を逃すのが苦手である。また、成長途中の子犬、身体機能が低下している高齢犬、病気などで免疫力や体力が低下している犬は体温調整が困難な場合がある。このほか、肥満気味の犬は脂肪によって体内に熱がこもりやすく、首のまわりの脂肪によって呼吸機能が低下し、呼吸による体温調整が難しくなる。

【寒冷・温暖地域に適した猫種の例】

一般的に猫は寒さに弱い動物と言われるが、サイベリアンやノルウェー・ジャンフォレストキャットなど寒い地域が原産の猫は、比較的寒さに強いと言われており、いずれも毛が「ダブルコート」で密に生えており、体が大きく、寒さに耐えられる体に適応進化してきた猫種である。このため、暑さに注意が必要である。他方、シンガプーラ、シャム、ベンガルなどは特に寒さが苦手とされる。また、スフィンクスのようにほとんど被毛のない猫は、暑さにも寒さにも極めて耐性が低い。

【体温調整が難しい猫の例】

猫の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。ペルシャ、エキゾチック・ショートヘア、ヒマラヤンなど鼻が短く前頭骨から後頭骨までの距離が短いという特徴を持つ短頭種は、特に熱中症に陥りやすい。成長途中の子猫、身体機能が低下している高齢猫、病気などで免疫力や体力が低下している猫は体温調節が困難な場合がある。また、肥満である場合も体温調整が難しい場合がある。

臭気の基準

- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

〈臭気によって環境を損なうことの禁止〉

悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等にある。このため、臭気は、排せつ物の適切な処理、施設の十分な清掃等の施設の管理状態の指標となり、環境を損なわないよう清潔を保つことが義務付けられる。例えば、アンモニア等の数値が悪臭防止法等に基づく基準値を超えているような場合等で、清潔が保たれていない状態であれば、飼養管理基準を満たしていないとみなされ指導の対象となるほか、数値自体がそれほど高くなかったとしても、飼養施設における衛生管理の状態を総合的に判断し、清潔が保たれていない状態や、生活環境が損なわれるような状態であれば、指導の対象となる。

〈悪臭防止法について〉

動物の糞尿から発生する臭気の原因である、アンモニア（し尿のような臭い）とメチルメルカプタン（腐った玉ネギのような臭い）は、悪臭防止法における「特定悪臭物質」に指定されている。悪臭防止法は都道府県や市が指定する規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められる。例えば、アンモニアであれば、図表14で示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

飼養施設においては、これらの数値を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保つ必要がある。

図表14 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度(単位ppm)		
(臭気強度)	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

(出所)環境省「臭気対策行政ガイドブック」(平成14年4月)を参考に作成。

※悪臭防止法における「臭気強度」とは、悪臭防止法における規制基準を定めるための基本的な考え方(臭気強度表示法)により、においの程度を6段階に数値化したもの。

【参考】臭気の測定方法

嗅覚は同じ環境にいと鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。

臭気(アンモニア)については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

1) 検知管

検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器(ガラス管)である。検知管には、測定対象の気体(この場合はアンモニア)に対する変色反応を示す薬剤(検知剤)が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。

気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。

検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない(使い捨てで使用する)。

2) ガス検知器

ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。

対象のガス(この場合はアンモニア)を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。

ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

光環境の管理の基準

- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

〈日長変化に応じた光環境の管理〉

自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境を管理することが義務付けられるが、照明の時間を日の出と日の入り時刻に完全に一致させる必要があるという趣旨ではない。例えば、日没後に営業をする場合は、その分、早朝から明るくならないように管理をするなど、昼夜の長さに着目した管理を義務付け、夜間の休息を確保し、照明による猫の人為的な発情促進を防ぐものである。

猫については、日が長くなると発情するため、明るい時間を長くすることで発情を促すことが可能だが、そのような目的で照明の点灯時間を操作し、人為的に出産回数を増加させることは認められない。猫は生理的には年3回程度繁殖が可能だが、日が短くなると発情しなくなること、妊娠期間(63日程度)と授乳期間に加えて販売される子猫の日齢(56日齢)に係る規制が適用される期間等があることを考慮すると、繁殖と子育てに成功した場合は、年3回のサイクルで繁殖することは難しい。このため、年2回を超える繁殖が普通に見られる場合は、適正な光環境の管理が行われていないものとして、勧告や命令の対象になる場合がある。(猫の繁殖生理については、P43「【参考】犬と猫の繁殖生理」において解説)

【参考】日長変化(昼夜の長さの季節変化)の基礎情報

参考情報として図表15に東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)を示す。これは日の出から日の入り時刻までの日長時間(昼の長さ)の推移を算出したものであり、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境の管理の目安となる。

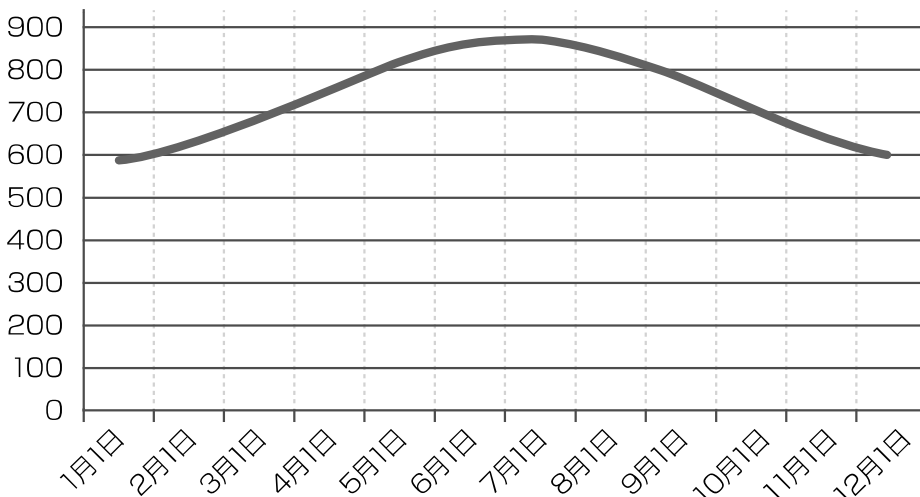
図表15 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)

日にち	日長時間(昼の長さ)
1月1日	9時間48分
2月1日	10時間27分
3月1日	11時間25分
4月1日	12時間35分
5月1日	13時間38分
6月1日	14時間25分
7月1日	14時間33分
8月1日	13時間58分
9月1日	12時間57分
10月1日	11時間50分
11月1日	10時間44分
12月1日	9時間57分

出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>)

図表16 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)

単位:分



出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>) (図表15を図示化)

4.動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

趣旨

犬猫の健康・安全を保持するためには、日常的に心身の健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、定期的に健康状態を把握する必要がある。また、疾病や傷害があった場合には、速やかに獣医師による診療等の必要な処置を行うことが求められる。

このため、健康状態を確認する方法として、獣医師による毎年1回以上の健康診断が義務付けられる。

また、繁殖個体は、雌雄ともに健康診断の際に、繁殖に係る項目（帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等）についても、診断を受けることが義務付けられる。これらの結果を記載した診断書は、5年間保存することも義務付けられる。

なお、改正法により獣医師に対する虐待に関する通報が義務付けられたが、定期的に健康診断を実施することで、虐待が疑われるような状態である場合にも、獣医師による発見が可能になる。

チェックポイント

- ☐ 毎年1回以上健康診断を実施している。
- ☐ 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- ☐ 健康診断の診断書を5年間保管している。

解説

〈健康診断の義務付けの対象となる個体の範囲〉

健康診断の義務付けの対象は、1年以上継続して飼養を行う犬猫となる。繁殖に供する個体のみならず、販売のために1年以上飼養する個体、展示業（猫カフェ等）、貸出業（動物レンタル等）、譲受飼養業（老犬ホーム等）においても、1年以上飼養する個体は対象となる。

〈健康診断に係る義務付けの内容〉

健康診断は、毎年1回以上受診することが義務付けられる。また、繁殖に供する個体は雌雄どちらも、健康診断の際に、引き続き繁殖が可能な健康状態にあるかどうかを判断するための診断を受けさせることも義務付けられる。

健康診断は、獣医師の診療及び獣医学的な判断に基づき、必要な検査を行う。個体の年齢や基礎疾患の有無等の健康状態により、必要な検査項目は異なるため、獣医師に相談の上、その個体に合った内容の健康診断を受診することが必要である。適切な内容で健康状態を獣医師に診断してもらうために、診断書の参考例も示しているが、必ずしもこの様式に則る必要があるものではなく、状況に応じて活用いただけるものとなっている（本基準においては、獣医師法に基づく診断書の交付を受けることを義務づけるものであるため、様式までは問わない）。内容として、基本的には、触診、視診等により全般的な健康状態を把握することを想定しているが、個体の状況に応じて、さらに詳細な診断が必要な場合は、一般的な健康診断項目とその目的の例（図表17）に示した項目等も参照の上、獣医師と相談して健康診断を実施する。

健康診断の結果、病気やケガ等、治療が必要な場合は、速やかに必要な処置を行うことが必要である。これは、疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかった場合は、この規定に違反するためである。

診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
身体の確認	全身(被毛の状態、削瘦や肥満がないか等)		
	眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)		
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等)		
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)		
	生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)		
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

【参考】一般的な健康診断項目とその目的(例)

図表 17 一般的な健康診断項目とその目的(例)

健康診断項目		目的
身体検査	体重測定・BCSの確認	体重の増減を確認し、体重の増加による身体への負担や、過剰な体重減少による健康状態の悪化の有無を確認。
	視診	動物の外見を見ることで、耳・目・鼻・口や皮膚などにおける異常の有無を確認。
	触診	動物に触れることで、体の表面や骨格、関節の異常や、腹部等におけるしこりなどの有無、痛みの有無などを確認。
	聴診	聴診器で動物の胴体の音を聞くことで、心臓や呼吸器、腸の動き等の異常の有無を確認。
血液検査	血球検査	赤血球、白血球、血小板の状態から、炎症や貧血の有無を確認。
	血液化学検査	腎臓、肝臓等の異常や血糖、蛋白等の異常の有無を確認。
尿検査		尿の色、比重、pH、蛋白、糖、潜血や沈殿物の状態から、主に泌尿器系の異常の有無を確認。
糞便検査		寄生虫の有無、消化状態の異常の有無、細胞成分の排出の有無等を確認。

〈獣医師による診断書の交付〉

健康診断の診断書は5年間保存する必要がある。獣医師法において、獣医師には診断書の交付の義務(獣医師法第19条)があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している(このため、台帳等に記載することで代替はできない)。なお、診断書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。また、診断書は個体がその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から5年間保存する義務があるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。

【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法(昭和24年法律第186号)

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】疾病予防に必要なワクチンの種類

疾病を予防するためには、適切なタイミングにワクチンを接種することが重要である。ワクチンには、全ての動物が接種すべき「コアワクチン」と、感染リスクに応じて接種する「ノンコアワクチン」がある。主なワクチンの種類は、図表18に示すとおりである。接種にあたっては、それぞれのワクチンを組み合わせるとともに、個体の状態やリスクに合わせて接種を行う。

図表18 主なワクチンの種類

動物の種類	コア/ノンコアの別		ワクチンの種類
	コア	ノンコア	
犬	○	—	犬ジステンバー 犬パルボウイルス感染症 犬伝染性肝炎
	○	—	狂犬病
	—	○	レプトスピラ病 パラインフルエンザ感染症
猫	○	—	猫汎白血球減少症 (猫のパルボウイルス感染症)
	○	—	猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症

(資料)(公財)日本獣医学会ホームページを参考に作成。

【参考】予防・駆除が必要な寄生虫と必要な処置

寄生虫は、動物の健康を損ねるだけでなく、人と動物の共通感染症を引き起こす場合もある。そのため、寄生虫の予防はもちろんのこと、寄生虫が発生した場合も、その早期発見・駆除が重要である。

また、ねずみ、はえ、蚊、のみ等の衛生動物は、寄生虫や感染症を媒介し、動物や人の健康被害を引き起こすおそれがあるため、動物を飼養・保管する施設においては、衛生動物の発生及び侵入を防止することが必要である。発生や侵入を認めた場合は、速やかに駆除を行うことが動物の健康維持に必要である。図表19は犬猫の主な寄生虫とその症状、必要な処置を示したものである。

図表19 主な寄生虫と必要な処置

寄生虫の種類		感染する動物		症状	必要な処置
		犬	猫		
内部寄生虫	犬糸状虫 (フィラリア症の原因)	●	○	咳、貧血、栄養低下、呼吸困難、失神、 腹水貯留、心肥大、栓塞、皮下浮腫、臓器鬱血、死亡	中間宿主となる蚊の駆除。 犬猫に対しては、蚊の活動時期に合わせた予防薬の投薬。
	イヌ回虫 ネコ回虫	●	●	多くは無症状 子イヌは下痢、腸閉塞、肺炎、気管支炎	糞便検査及び定期的な駆虫薬の投与。
	ウリザネ条虫症	●	●	無症状	中間宿主となるノミやハジラミの駆除。
外部寄生虫	イヌセンコウヒゼンダニ ショウセンコウヒゼンダニ (疥癬症の原因)	●	●	かゆみ、痂皮、皮膚の肥厚、脱毛	ヒゼンダニの駆除。
	ノミ・ダニ	●	●	かゆみ、痛み、他の病原体の媒介等	ノミ・ダニの駆除及び定期的な駆虫薬(予防薬)の投与

(注)○はまれに感染するもの。

(資料)環境省「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」(2007年3月)を参考に作成。

【参考】かかりつけ獣医師の確保

動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感知した際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけの獣医師を確保することが必要である。

かかりつけ獣医師で定期的に健康診断を受診することにより、診断結果記録の継続的な保管が可能になり、個体の成長や健康状態の変遷を確認することができる。

また、かかりつけ獣医師が継続的に動物を診察・検査することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。

趣旨

犬猫の展示・輸送にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。犬猫へのストレスを軽減するために展示中の休息や輸送後のアフターケア等に関して基準が具体化された。

展示に関しては、犬猫が自分の意志で、好きな時に休息ができる設備(人目を避け、隠れられるような設備)に自由に移動できることが重要なことから、原則としてこのような状態を確保することとし、それができない場合には、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間以内に少なくとも1回以上の休憩を取ることが義務付けられる。

輸送に関しては、輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の2日間の目視観察が義務付けられる。なお、これまでも販売又は貸出しについては2日間の目視が義務付けられており、同一事業者の施設間の輸送行為に着目して基準が新たに追加されたものである。

チェックポイント

- ☐ 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休息時間)を設けている。
- ☐ 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。※販売業、貸出業、譲渡業の場合

解説

展示に関する基準

〈休息できる設備に自由に移動できる状態とは〉

「休息できる設備」とは、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、犬猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該犬猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。(平成28年5月24日付環自総発第1605241号「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」より)

例えば、猫カフェに設置される自由に出入りできる休息部屋のような設備が想定され、ペットショップにおいても、展示の区画を分けて、人目が避けられる環境に自由に移動できる状態を確保することが必要である。その状態が確保できない場合は以下のとおり、展示を行わない時間(休息時間)を設けることが必要となる。

〈展示を行わない時間について〉

休息できる設備に自由に移動できる状態が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間(休息時間)を設けることが義務付けられる。つまり6時間以上連続した展示は禁止される。「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に移動させること等によって、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、休息等をさせている状態を確保していることを指す。例えば、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態であったり、たまたま来客がいない時間があったりしても、「展示を行わない時間を設ける」とはみなせない。なお、運動スペースが、展示を行わない場所に設置してあり、そこに移動させる場合は、「展示を行わない時間」と考えてよい。

〈展示を行わない時間(休息時間)の目安〉

個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なるが、通常のペットショップのような形態であれば、少なくとも30分~1時間程度は必要と考えられる。

〈バックヤードの扱い〉

バックヤードも飼養施設の一部であり、ケージ等の基準が適用されるため、そこに移動させて展示を行わない時間を設けることは可能である。ただし、段ボール等の簡易的な設備はケージ等の基準を満たさないため、そのような設備での飼養はできない。

〈展示の基準(休息时间等)の遵守状況の確認方法〉

立入検査等において、休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されているか、若しくは展示を行わないための休憩場所が使用できる状態で管理されているかといった状況から確認することが想定される。自治体による指導監督に当たって必要があれば、記録や報告を求めることも可能である。

輸送後の観察に関する基準

〈基準の対象〉

輸送された犬猫は、輸送先の飼養施設で輸送後2日間以上、下痢やおう吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察することが義務付けられる。飼養施設に輸送された犬猫が対象であるため、この義務は、輸送先の施設で事業を行う事業者(輸送により犬猫を受け入れた事業者等)に課される。また、飼養施設から別の飼養施設に輸送された場合がこの基準の輸送に該当する。これらにより、例えば、移動販売等を実施するのであれば、2日以上前に会場となる飼養施設に輸送し、観察をしてからでなければ販売ができないものである。

〈2日間の考え方〉

2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜0時前に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上とは認められない。

〈観察を行う施設、設備について〉

飼養施設に輸送された犬猫について、2日間以上の観察を義務付けるものであり、観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施する必要がある。このため、飼養施設として登録されていない輸送設備(車両等)での観察などでは基準を満たさない。輸送後の観察を義務付けるものであり、観察を終了してからでなければ販売ができないものである。また、犬猫が展示される状態に置かれる場合は、展示の基準(休息等)を満たす必要がある。

〈同一事業者における輸送や業者間取引について〉

これまでも販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の目視が義務付けられているが、同一事業者間における輸送時(店舗間移動等)に関する規定がなかったことから基準が置かれたものであり、同一事業者における輸送や業者間取引についても飼養施設への輸送後2日間以上の観察が必要である。例えば、ペットショップ等のA支店からB支店への輸送においても、B支店で2日間以上目視による観察を行った上で販売しなければならない。

〈観察中に異常(健康上の問題)が認められた場合の措置〉

下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うことが必要となる。疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかった場合は、この規定に違反することとなる。

〈輸送の方法・設備について〉

輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること、十分な広さ及び空間を有したものであること、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つことが義務付けられている。また、輸送中は、動物の状態を目視等により確認できるよう、必要な設備や体制を確保すること、空調設備を備える等により、生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うことも必要である。動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること、衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じることも必要である。

これらの輸送に関する基準は、動物取扱業者自身が輸送を行う場合に限らず、輸送業者等に輸送を依頼する場合においても、動物取扱業者の責任において、基準を満たす状態を確保できる輸送業者や輸送方法等を選択する必要がある。

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】展示の際の配慮事項

長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも犬猫へのストレスとなる。

休憩場所には、新鮮な給水があり、クッションや毛布、おもちゃなどで自由に遊べたり、安心して眠れるような設備を備えるといった配慮が必要である。

📖【参考】輸送時の配慮事項

犬猫は輸送時のストレスによりおう吐、よだれが出る、元気がなくなるなど、乗り物酔い状態になることがあるので、輸送による苦痛や疲労をできるだけ少なくするために、短時間で輸送できる手段を選択することが重要である。目的地までの所要時間をあらかじめよく計算し、最短距離での輸送経路を選択することが原則となる。長時間の輸送では、途中の給水等の必要性もあり、車両の振動等から受けるストレスを和らげるため、適切な休憩時間を設けることも有効である。

また、輸送する前に、輸送する犬猫の健康状態やけがの有無を確認し、必要に応じて獣医師等と相談することが必要である。けが、病気、または体調を崩している場合など、輸送がストレスを与えられられる場合は輸送の対象から外すか、治療等のためやむを得ず輸送する場合には、獣医師等の指導を参考に、輸送時間や気象条件を考慮するなど、十分に注意して行うことが必要になる。特に幼齢個体は、成体以上に温度管理が重要であり、新しい環境に移動することのストレス等にも十分に配慮する必要がある。

輸送後は、2日間の観察義務があるが、この期間に個体の状態に異常等が見られないか、普段より頻度を上げてよく観察することが重要である。

6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬:雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫:雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

趣旨

繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、犬猫の繁殖生理の特徴(発情サイクルの違い等)に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理と、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせないことを義務付けるものである。

チェックポイント

- ☐ 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- ☐ 犬の出産回数は6回を超えていない。
- ☐ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- ☐ 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- ☐ 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)

解説

〈交配年齢上限と生涯出産回数について〉

年齢の規定については、加齢により母体に負担がかかることを防ぐものであり、原則として交配終了年齢を6歳(満7歳未満)としている。例外的に生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳(満8歳未満)としているが、これは、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないように、例えば、若齢のうちに複数回繁殖させて、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等を考慮したものである。

ただし、例外的に7歳以下まで交配が可能となる場合は、生涯出産回数の証明が必須であり、証明できない場合には、7歳になれば交配を行うことはできない。このため、基準に基づき記載が義務付けられている繁殖実施状況記録台帳に、出産回数を正確に記録しておかなければならない。繁殖実施状況記録台帳により、台帳保存期間の5年より前に出産していた場合も累積の繁殖回数は確認できる。なお、台帳が記録されていなかった場合は、基準違反として対応することとなるが、このような事業者は、生涯出産回数の証明ができないため、7歳以下まで交配を可能とする規定は適用されない。

出産回数の規定について、犬は、季節繁殖動物ではなく、個体により6~10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、年齢だけでなく生涯出産回数6回までを基準としている。一方、猫は、季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能である等、繁殖能力が高い動物であるため、年齢を基本とする基準となっている。なお、「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止している。

〈繁殖実施状況記録台帳〉

基準の具体化に伴い繁殖実施状況記録台帳に以下の内容が追加された(図表20)。繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保存することが義務付けられているため、この参考様式に示した項目について記録された台帳を5年間保存する必要がある。なお、個体の診断書は、個体がその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から5年間の保存が義務付けられるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。なお、令和4年6月から犬猫等販売事業者におけるマイクロチップ装着義務化がスタートするため、それ以降においては、犬猫に装着されたマイクロチップ情報を読み取って確認できる生年月日と、繁殖実施状況記録台帳に記載された年齢が一致しているかの確認も可能となる。

(追加内容)

- 雌の交配時の年齢
- 雌の生涯出産回数
- 今後繁殖の用に供する可能性(繁殖に供することをやめた年月日)
- 帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること

※自治体による立入検査等においては、これらの記録をもとに繁殖に関する基準の遵守状況を確認する。

図表20 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐販売 ☐貸出し ☐展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の状 態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康: 疾 病 等: 死 亡 等:	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。

2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。

3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。

4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。

5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〈帝王切開について〉

帝王切開については、個体の健康・安全を守るために処置が必要な場合があること、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることを踏まえ、獣医師以外の帝王切開を禁止するとともに、出生証明書の交付と獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けし、不適切な帝王切開を防ぐものとなっている。これは、一律に回数や間隔を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮した基準であり、個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためである。例えば、1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖が禁止されることもあるため、繁殖を行う上では個体の状

態をよく確認し、獣医師の診断内容に従う必要がある。

今後の繁殖の適否に関する診断について、例えば、帝王切開が必要な難産でも胎児失位の場合、次回は正常に分娩できることが多いが、先天的な産道狭窄や陣痛が来ない個体、癒着が起きている個体等で、次回も再び帝王切開となる可能性が高い場合に、個体の状態に応じて、今後の繁殖に適さないといった診断を受けることが想定されるものである。

帝王切開を行った場合は、獣医師から出生証明書と母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存する必要がある。出生証明書については、獣医師法に基づき、獣医師が自ら出産に立ち会った場合でなければ、交付できない。

〈獣医師の診断・繁殖に適さない個体の繁殖禁止について〉

繁殖個体等の1年以上飼養される個体は、雄雌ともに毎年1回の獣医師による健康診断において、繁殖の適否に関する診断を受けることが義務付けられる(4.疾病等に関する基準より)。年齢や出産回数にかかわらず、これらの診断結果に基づき、雌雄を問わず、繁殖に適さない個体の交配は認められない。また、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等)の交配も認められない。

また、犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて、獣医師による診療や、獣医師等による助言を受けることとしている。なお、条文では「獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること」となっているが、ここで言う「獣医師等」の解釈は、診療自体は獣医師が実施するものであるが、動物看護師等から助言を受けることも想定している。診断を求める獣医師については、第三者であること等の所属まで限定するものではないが、適切ななかかりつけ獣医師を確保しておくことが重要である。

〈獣医師による出生証明書、診断書の交付〉

獣医師法において、獣医師には出生証明書及び診断書の交付の義務(獣医師法第19条)があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している(このため、台帳等に記載することで代替することはできない。)。なお、出産証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。

【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法(昭和24年法律第186号)

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】犬と猫の繁殖生理

犬は季節繁殖動物ではなく、温帯気候の日本では個体により6~10か月の間隔で発情を繰り返す。妊娠して子犬を出産して育てると、次の発情サイクルは子犬を産まないサイクルよりも1.5ヵ月程度遅くなる。一般的に若いときの方が出産が母犬の健康状態の問題になりづらいが、犬種によっては難産で繁殖による母体への負担が大きいものもあり、個体に合わせて無理のないように繁殖計画を立てて実施することが重要である。

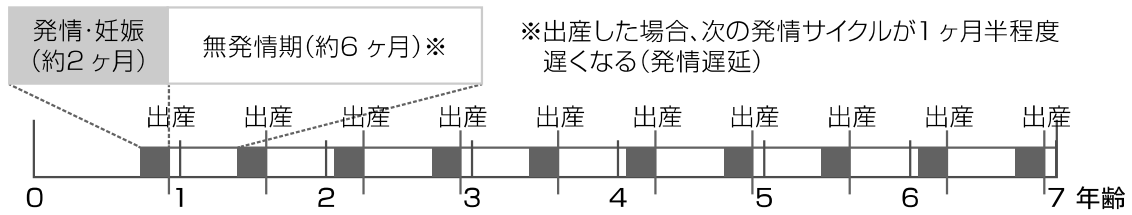
猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度の出産が可能である。地域によるが、例えば東京で自然光だけで飼育すると1月末から8月末までが猫の繁殖シーズンとなる。猫はメラトニンの影響により日が長くなると発情するため、人工的な光によっても繁殖を促すことが可能であるが、通常のサイクルを超えるような繁殖はできない。猫は繁殖によるストレスが少ない動物といわれているが、計画的に繁殖を休ませる等、個体に負担がないような配慮が重要である。

図表21 犬と猫の繁殖サイクル

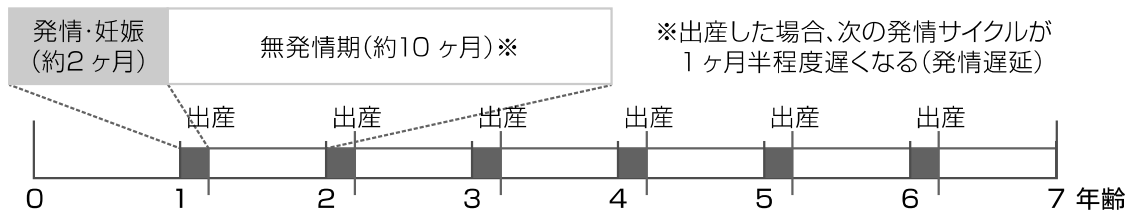
犬の繁殖サイクル(イメージ図)

※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

発情周期が短い(約6ヶ月)個体の場合=約8ヶ月おきに出産



発情周期が長い(約10ヶ月)個体の場合=約12ヶ月おきに出産

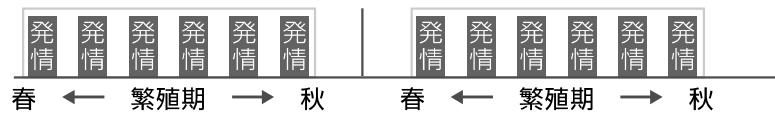


猫の繁殖サイクル(イメージ図)

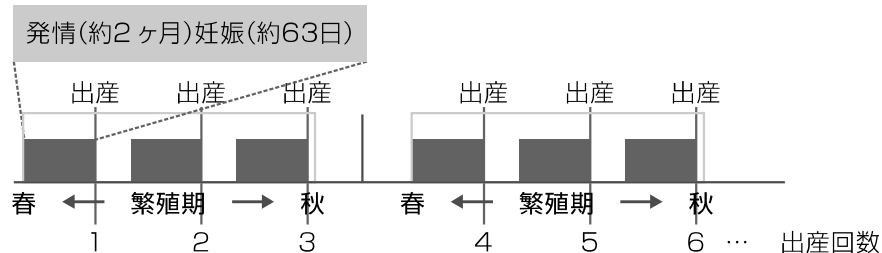
※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

〈猫〉季節繁殖動物で自然光で飼育すると1～8月が繁殖季節

妊娠しない限り、発情周期を繰り返す多発情動物



妊娠した場合、離乳後約1週間～2ヶ月で発情が再開



【参考】帝王切開を行う場合

難産など母体の健康・安全を守るために帝王切開が必要な場合があるが、帝王切開は回数の多寡よりも不適切な処置が問題であることから、実施する場合は、適切なタイミングと手技で獣医師によって実施することが必要である。

【参考】遺伝性疾患

犬猫の繁殖では、遺伝性疾患にも注意が必要である。現在のところ原因となる遺伝子が十分に解明されていないものもあるため、遺伝性疾患を減らすには疾患の発症がない個体同士を交配させることや、素因がないか等を確認して交配を行うことが重要である。

また、近親交配は似通った遺伝子同士がかけ合わされるため、遺伝性疾患が発生する危険性がさらに高くなることから、近親交配は避けるようにするべきである。例えば、チワワやトイプードル等の小型犬等に見られる膝蓋骨脱臼、進行性網膜萎縮や、スコティッシュ・フォールドの骨軟骨異形成症等が遺伝性疾患として知られている。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - ▶ 被毛に糞尿等が固着した状態
 - ▶ 体表が毛玉で覆われた状態
 - ▶ 爪が異常に伸びている状態
 - ▶ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

趣旨

犬猫に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。特に、これらの適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するという観点から、動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)の考え方を踏まえて、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の不適切な状態を直接的に禁止するものである。

また、特に犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化、人とのふれあい等の活動や、環境エンリッチメントの確保の観点から、動物の管理に係る基準を具体化したものとなっている。

チェックポイント

- ☐ 犬猫が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
- ☐ 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- ☐ 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。
- ☐ 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。

解説

〈不適切な状態の直接的な禁止〉

動物の行動や状態に着目して評価するというアニマルベースドメジャーの考え方を踏まえ、個体の状態の指標(被毛や爪等の状態)を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にしておくことを禁止するものである。このため、被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、その他健康及び安全が損なわれるおそれのある状態のいずれかの状態が確認された場合は、直ちに基準違反として、指導や勧告等の対象となる。さらに個体の状態等によっては、法第44条で禁止する動物虐待に該当し、刑事罰の適用を受ける場合がある。

〈清潔な給水の常時確保〉

犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、清潔な給水の確保が義務付けられる。獣医療行為(CT・MRI検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合や、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等の一時的な保管については、例外となる。ただし、客観的にこのような事情が判断可能であり、適切な管理下にあるものに限られるため、例えば「飲みすぎてお腹を壊す」「食器を倒し、水浸しにする」といった理由は例外とは認められない。

〈運動スペース内での自由な運動の確保〉

閉じ込め型の飼養を防ぐため、長期間分離型のケージ等で飼養する場合は、1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられる。確認方法としては、立入検査等において、運動スペースの管理状態(常時使用可能な状態となっているか)等から遵守状況を確認することが想定される。この3時間は連続する必要はなく、例えば、個体の状態に応じて、1時間ずつ3回に分ける場合等も可能である。一方、飼養施設内に設置された運動スペースで自由に運動できる状態に置く基準であるため、飼養施設でない公園や散歩等における運動時間は含まれない。

けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となるが、例えば、「脱走するおそれがある」といった理由は、飼養施設自体に逸走防止が義務付けられているため、特別な事情とはいえない。

〈散歩、遊具を用いた活動等の人との触れ合い〉

犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化を促進するため、人との触れ合いを毎日行うことが義務付けられる。個体の状態に応じて必要な触れ合いの時間は異なると考えられるが、個体に合わせて、例えば、体を優しくなでる・さわるなどのハンドリングや、ボール・ぬいぐるみ・猫じゃらし等の遊具を用いて犬猫と触れ合う活動等を実施することを想定している。

けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となる。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)

動物が状態を判断する基本的な考え方の一つがアニマルベースドメジャー(animal-based measure: ABM)である。アニマルベースドメジャーは外部からの入力に対する動物の反応または動物への効果として定義され、動物の状態を評価するために活用できる。

この考え方も踏まえ、犬猫の飼養を行う上では、個体の状態をよく観察することが重要である。観察のポイントとしては、外貌(けがや傷、毛づやの状態等)、表情(目、耳、口元、尾等の状態から恐怖、不安、警戒、怒り等が見られないか等)、行動(ストレスに関連する常同行動や無気力、震え等がないか等)を注意して観察することが重要である。

【参考】個体に合わせた飼養管理方法

種や品種の生態や習性、個体の年齢や観察に基づく状態など、個体に合わせた飼養管理を行うことが、動物の心身の健康につながる。品種等の特性に配慮して、定期的なトリミングやブラッシング、シャンプー等を行い、被毛の状態を清潔に維持することや、爪切りを行うことが必要である。さらに、個体が種や品種に特有の本来の行動パターンを飼養環境においてもできる限り発現できるよう環境エンリッチメント(P19)にも配慮することも必要である。

【参考】ネグレクト

動物虐待には、動物を殴る、蹴る等、身体に外傷が生じるまたは生じるおそれのある行為・暴力を加えることや心理的抑圧や恐怖を与えること、酷使といった積極的(意図的な)虐待だけではなく、やらなければならない行為をやらないことも含まれる。これをネグレクトといい、健康管理をしないで放置することや病気を放置すること、世話をしないで放置することなどが含まれる。

【参考】適切な触れ合いや運動の内容

犬の散歩や、遊具(例えば、ボール型やぬいぐるみ型おもちゃ、猫じゃらしなど)を用いて犬猫と遊ぶこと、ハンドリング等の触れ合い活動により犬猫の好奇心を刺激したり、ストレスを発散したりすることが重要である。犬猫の適正な体重や運動量は種類や個体によって異なるが、運動の欲求を満たすとともに、運動不足にならないよう適切に運動を実施することが必要である。

【参考】推奨されるしつけ・訓練方法

しつけや訓練を行う場合には、人と犬猫の双方に安全な「正の強化」を用いた方法が推奨される。「大声で威圧する」「体罰を行う」というような「罰を用いたトレーニング」は犬猫に恐怖心を与え、時として動物の虐待につながることもあるため、避けるべきである。現在は、動物の好ましい行動(人が望む行動)をほめて強化する(その行動がさらに強く多く出るようにする)「正の強化」を用いた方法が推奨されており、しつけや訓練を行う、芸を覚えさせる等の場合は、動物が好ましい行動をとったときに、報酬(食べ物や動物が好むこと)を与えるといよい。

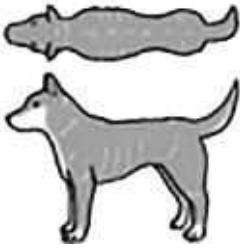
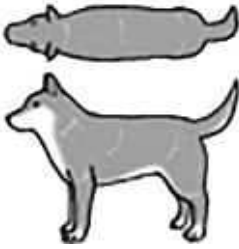
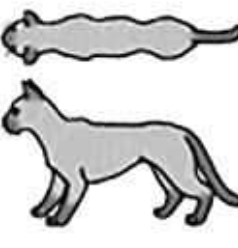
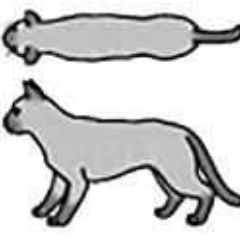
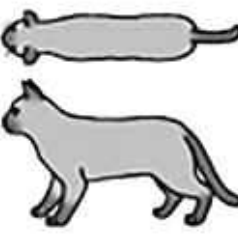
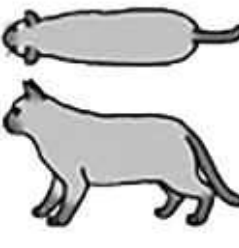
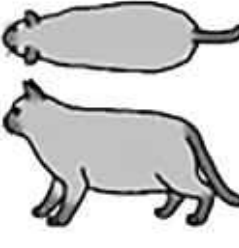
【参考】適切な給餌・給水

給餌・給水は犬猫を飼養する最低条件で、それぞれの個体に合った配慮が必要である。毎日新鮮な餌が食べられるようにすることはもちろん、衛生的に安全なものを準備するとともに、餌や給水器具を清潔に保つようにする。

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア(BCS)がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型(特に脂肪の付き具合)を5段階で評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。痩せていたり、肥満であったりする場合、餌の量や運動量を調整し、理想体重に近づけることが、犬猫の健康を維持するために重要である。

図表22 犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型

犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型 ※この表ではBCSが3の時の体重を理想体重としています。

BCS 1	BCS 2	BCS 3	BCS 4	BCS 5
痩せ	やや痩せ	理想体重	やや肥満	肥満
				
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。触っても脂肪が分からない。腰のくびれと腹部の吊り上がりが顕著。	肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは顕著で、腹部の吊り上がりも明瞭。	過剰な脂肪の沈着なしに、肋骨が触れる。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれが見られる。横から見て腹部の吊り上がりが見られる。	脂肪の沈着はやや多いが、肋骨は触れる。上から見て腰のくびれは見られるが、顕著ではない。腹部の吊り上がりはやや見られる。	厚い脂肪におおわれて肋骨が容易に触れない。腰椎や尾根部にも脂肪が沈着。腰のくびれはないか、ほとんど見られない。腹部の吊り上がりは見られないか、むしろ垂れ下がっている。
				
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。首が細く、上から見て腰が深くくびれている。横から見て腹腹部の吊り上がりが顕著。脇腹のひだには脂肪がないか、ひだ自体がない。	背骨と肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは最小。横から見て腹部の吊り上がりはわずか。	肋骨は触れるが、見ることはできない。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれがわずかに見られる。横から見て腹部の吊り上がり、脇腹にひだがある。	肋骨の上に脂肪がわずかに沈着するが、肋骨は容易に触れる。横から見て腹部の吊り上がりはやや丸くなり、脇腹は窪んでいる。脇腹のひだは適量の脂肪で垂れ下がり、歩くと揺れるのに気づく。	肋骨や背骨は厚い脂肪におおわれて容易に触れない。横から見て腹部の吊り上がりは丸く、上から見て腰のくびれはほとんど見られない。脇腹のひだが目立ち、歩くと盛んに揺れる。